

毎月25日は「飲酒運転撲滅の日」

道路交通法 一部改正

自転車の飲酒運転 厳罰化

しか
「叱られる」だけでは
済まされない!!



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

(令和6年11月1日施行)

- 違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
- 自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
- 酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

飲酒運転取締り強化中!!